

秋田県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する訓令

平成18年3月24日

本部訓令第2号

改正 平成29年本部訓令第11号

秋田県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する訓令を次のように定める。

秋田県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）第51条の規定に基づき、警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第15条第1項の規定による開示請求書の提出は、個人情報開示請求書（様式第2号）又は特定個人情報開示請求書（様式第2号の2）によるものとする。

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第4条 条例第15条第2項（条例第21条第5項、第25条第3項、第26条の8第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により警察本部長が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をし、開示を受け、又は申出をする場合運転免許証、旅券その他これらに類する書類として警察本部長が認めるもの
- (2) 遺族又は法定代理人（法人を除く。）が請求をし、開示を受け、又は申出をする場合当該遺族又は法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他遺族又は法定代理人であることを証明する書類として警察本部長が認めるもの
- (3) 法定代理人（法人に限る。）が請求をし、又は申出をする場合 成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として公安委員会が認めるもの
- (4) 法定代理人（法人に限る。）が開示を受ける場合 当該法人の代表者に係る第1号に定める書類及び当該法人の登記事項証明書

2 警察本部長は、法定代理人（法人に限る。）の代表者から警察本部長が別に定める書類の提出又は提示があったときは、当該法人の代表者以外の役員又は従業員に条例第21条第1項の規定による開示を受けさせることがある。

(法定代理人の資格喪失の届出)

第5条 条例第14条第3項の規定により開示請求をした法定代理人は、条例第19条各項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を警察本部長に届け出なければならない。条例第21条第1項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第24条第3項の規定により訂正請求をした法定代理人について

て準用する。この場合において、前項前段中「第19条各項」とあるのは、「第26条の2各項」と読み替えるものとする。

3 第1項前段の規定は、条例第26条の7第3項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項前段中「第19条各項」とあるのは、「第26条の10各項」と読み替えるものとする。

4 第1項前段の規定は、条例第27条第3項の規定により是正の申出をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項前段中「第19条各項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替えるものとする。

(個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第19条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第3号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報非開示決定通知書(様式第5号)

(4) 個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定をしたとき 個人情報開示請求拒否決定通知書(様式第6号)

(5) 個人情報を保有していない場合の開示しない旨の決定をしたとき 不存在による個人情報非開示決定通知書(様式第7号)

2 条例第19条の2第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)によるものとする。

3 条例第19条の3の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第9号)によるものとする。

(個人情報開示請求事案移送通知書)

第7条 条例第19条の4第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(様式第10号)によるものとする。

(意見照会書等)

第8条 条例第20条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書(様式第11号)によるものとする。

2 条例第20条第3項の規定による通知は、個人情報の開示決定に関する通知書(様式第12号)によるものとする。

(電磁的記録に記録されている個人情報の開示の方法)

第9条 条例第21条第2項第2号に規定する警察本部長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、警察本部長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は

写しの交付

(開示の実施等)

第10条 開示決定の通知を受けた者は、公安委員会が指定する日時及び場所において、当該開示決定に係る個人情報の開示を受けるものとする。

2 前項の場合において、行政文書（行政文書を複製したもの並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複製したものを含む。以下同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 警察本部長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

(行政文書の写しの作成方法等)

第11条 行政文書の写しの作成の方法は、公安委員会が別に定める。

2 行政文書の写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。

(開示請求等の特例)

第12条 警察本部長は、条例第22条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第22条第1項の規定により開示請求をしようとする者は、第4条第1項第1号に定める書類又は警察本部長が別に定める書類を提示しなければならない。

3 条例第22条第2項の規定による開示は、個人情報記録された行政文書の閲覧の方法により行うものとする。

(費用の納付)

第13条 条例第23条に規定する費用は、行政文書の写しの交付を受けるときに納めるものとする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第25条第1項の規定による書面の提出は、個人情報訂正請求書（様式第13号）又は特定個人情報訂正請求書（様式第13号の2）によるものとする。

(個人情報訂正決定通知書等)

第15条 条例第26条の2第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の全部について訂正をする旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第14号）

(2) 個人情報の一部について訂正をする旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第15号）

2 条例第26条の2第2項の規定による通知は、個人情報非訂正決定通知書（様式第16号）によるものとする。

3 条例第26条の3第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第17号）によるものとする。

4 条例第26条の4の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第18号）によるものとする。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)

第16条 条例第26条の5第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第19号)によるものとする。

(個人情報訂正通知書)

第17条 条例第26条の6の規定による通知は、個人情報訂正通知書(様式第20号)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第18条 条例第26条の8第1項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第21号)又は特定個人情報利用停止請求書(様式第21号の2)によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第19条 条例第26条の10第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)

(2) 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第23号)

2 条例第26条の10第2項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第24号)によるものとする。

3 条例第26条の11第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第25号)によるものとする。

4 条例第26条の12の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第26号)によるものとする。

(個人情報取扱是正申出書)

第20条 条例第28条第1項の規定による書面の提出は、個人情報取扱是正申出書(様式第27号)によるものとする。

(個人情報取扱是正申出に係る処理通知書)

第21条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出に係る処理通知書(様式第28号)によるものとする。

(特定個人情報についての特例)

第22条 条例第33条の2の規定の適用がある場合における次の表の左欄に掲げるこの訓令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	第15条第2項	第33条の2第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条第2項
	、第26条の8第2項及び第28条第2項	及び第26条の8第2項
第4条第1項第1号	開示を受け、又は申出	又は開示を受ける

及び第2号	をする	
第4条第1項第2号	遺族又は法定代理人（	条例第33条の2第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第3項に規定する代理人（以下「代理人」という。）（
	遺族又は法定代理人に	代理人に
	その他遺族又は法定代理人	、委任状その他代理人
第4条第1項第3号	法定代理人（	代理人（
	し、又は申出をする	する
	その他法定代理人	、委任状その他代理人
第4条第1項第4号及び第2項並びに第5条の見出し及び同条（第4項を除く。）	法定代理人	代理人
第5条第1項	第14条第3項	第33条の2第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第3項
第5条第2項及び第3項	条例	条例第33条の2第2項の規定により読み替えて適用される条例

2 条例第33条の3の規定の適用がある場合における次の表の左欄に掲げるこの訓令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	第15条第2項	第33条の3第2項の規定により読み替えて適用される条例第15条第2項
	、第25条第3項、第26条の8第2項及び第28条第2項	及び第25条第3項

第4条第1項第1号及び第2号	開示を受け、又は申出をする	又は開示を受ける
第4条第1項第2号	遺族又は法定代理人（	条例第33条の3第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第3項に規定する代理人（以下「代理人」という。）（
	遺族又は法定代理人に	代理人に
	その他遺族又は法定代理人	、委任状その他代理人
第4条第1項第3号	法定代理人（	代理人（
	し、又は申出をする	する
	その他法定代理人	、委任状その他代理人
第4条第1項第4号及び第2項並びに第5条の見出し、同条第1項及び第2項	法定代理人	代理人
第5条第1項	第14条第3項	第33条の3第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第3項
第5条第2項	条例	条例第33条の3第2項の規定により読み替えて適用される条例

（運用状況の報告）

第23条 公安委員会は、条例の運用状況に関し知事が必要と認める事項について、毎年、知事に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第11号）

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。